

1. 「その注意ありがとう運動」の展開について

(1) 経緯

平成17年度交通対策委員会において、交通事故の未然防止を図るため「その注意ありがとう運動（相互通報運動）」を展開しようと協議検討を重ね、平成18年12月18日から運動の取り組みを開始した。

(2) 趣旨

- ①会員のトラックドライバーの運行状況における、マナーの欠如や危険運転については、運送事業者間及び一般の方々から、秋田県トラック協会へ注意（通報・連絡）をいただくことにより、重大事故に繋がるような行為の絶滅を期そうとするもの。また、模範となる運転については、これを推奨し、マナーの向上につなぐことを目的とする。
- ②会員が、コンプライアンスや処分等の面で重大な局面になる前に、様々な通報をいただくことに対し、“指摘をいただいてありがとう”の感謝の気持ちで、その事例を検討し、ドライバー等の教育に反映させることを目的とする。
- ③上記を通じ、交通事故の未然防止及び安全運転マナーの向上を業界一丸となって進めることができる運動とする。

(3) 推進方法

- ①秋田県トラック協会内に、専用フリーダイヤルを開設する。
番号「0120-42-1009」
- ②シールを作成し、会員事業者の車両に貼付するとともに、趣旨と電話番号をマスコミ等を通じ周知せしめるよう推進する。（シール別紙）
シールの配布部数 約4,600枚（平成23年11月末現在）
- ③同運動のポスターを作成し、会員事業者に配布する。（ポスター別紙）

(4) 会員からご協力をいただくこと

- ①この運動の趣旨にご理解をいただき、会員が保有する車両にステッカーを貼付するご協力をお願いします。
- ②秋田県トラック協会から、通報の連絡があった場合には、対応と措置について特段の配慮をお願いします。

(5) 協会（事務局）の役割

- ①この運動を通じて、通報された注意について速やかに会員各社に連絡をする。
- ②受理した通報は、統計を取り、その集約結果を会員へお知らせする。
- ③ステッカー、ポスターを作成し、この運動への理解を進める。
- ④マスコミ等を通じ、この運動の趣旨を一般にアピールする。

「その注意ありがとう運動」通報の集約状況

・受理情報の統計(年度別)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
月別 受付数 (件)	4月	4	10	3	3	2
	5月	1	2	6	3	1
	6月	3	6	5	0	3
	7月	3	7	6	4	1
	8月	4	6	10	1	1
	9月	6	5	2	1	2
	10月	1	8	4	0	2
	11月	3	4	4	1	2
	12月	5	1	4	0	0
	1月	5	4	3	1	4
	2月	6	5	2	3	1
	3月	5	0	4	3	0
	計	46	58	53	20	19
	(会員)		(38)	(44)	(44)	(14)
(会員外)		(1)	(1)	(1)		(1)
(不明)		(7)	(13)	(8)	(6)	
通報内容(受付件数とは一致しません)						
あおり運転		15	15	21	4	9
急な割り込み		5	8	9	9	1
スピード超過		16	17	13	5	7
信号無視			2			2
違法駐車		2		2		
無理な追越		1	10	4	4	3
荷台から飛散落下		4	3			
整備不良(ランプ等)		2	2	1		
走行中の携帯電話		1	2			
速度遅い		1	1			
模範となる安全運転			2			
その他		7	5	9	2	1